

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売に係る重要事項説明書

1. 事業者の概要

名称 : 株式会社 原商 米子事業所

住所 : 〒683-0851 鳥取県米子市夜見町 2048

代表 : 代表取締役社長 秀浦 義久

電話等 : TEL 0859-24-8088 FAX 0859-24-2322

指定を受けているサービス : 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 : 3170202026

管理者 : 松田 優希 (連絡先: 携帯 080-6263-1113)

専門相談員 : 専従 2 名以上、管理者と兼務 1 名 (常勤換算 2.0 名以上)

事務職員 : 0 名

営業日 : 月曜日から金曜日。但し、国民の祝日 (振替休日及び国民の休日)、12 月 30 日から 1 月 3 日、8 月 13 日から 8 月 15 日を除く
土曜日、年末年始、盆に関しては年によって異なる可能性があるため毎年の年間カレンダーを関係各位に配布する

営業時間 : 8:00~17:15

取扱商品 : 腰掛け便座、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援機器、固定用スロープ、歩行器 (車輪あるいはキャスタが付いたものを除く)、単点杖 (松葉づえを除く) 及び多点杖

通常の事業の実施地域 : 境港市、米子市、西伯郡、東伯郡、八束町

2. 事業の目的

株式会社原商が遂行する特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員 (都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者) 及びその他の従業員が、要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適正かつ安全な福祉用具を提供することを目的とする。

3. 運営の方針

- (1) 事業所の専門相談員は、利用者の心身の状況、要望及びその置かれている住環境などを踏まえた適切な福祉用具の選定を支援し、納入、設置、調整、説明を確実にを行い、利用者の日常生活の向上及び自立した生活を支援する。また、利用者介護する者の負担の軽減を図れるよう、また予防介護から要介護にならないように支援する。
- (2) 事業の実施においては、関係自治体、地域の保険・医療・福祉サービス団体・居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者等とのコミュニケーションを図り、総合的なサービスの提供に努める。

4. 職務の内容

(1) 管理者

管理者は、従業者及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている特定福祉用具販売 (特定介護予防福祉用具販売) の実施に関し、事務所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 専門相談員

専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介

護者等の負担を軽減するよう、適切な福祉用具の選定を行うとともに、その相談に応じる。

(3) 事務職員

必要な事務を行う。

5. 特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）の提供方法

福祉用具の提供方法は次の通りとする

- (1) 特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）の提供にあたっては、利用者の心身状況、希望及び置かれている環境を把握し、居宅サービス計画に基づいて個々のサービスの目標、達成する為の内容等を記載した特定福祉用具販売計画書を作成し、その内容について利用者又は家族に対して説明を行い、利用者の同意を得た上で交付する。
また当該計画に記された目標の達成状況を確認する。
- (2) 一部の特定福祉用具販売（固定用スロープ、歩行器〈車輪あるいはキャスタが付いたものを除く〉、単点杖〈松葉づえを除く〉及び多点杖）の提供にあたっては、販売と貸与のいずれかを選択できるものとし、選択にあたっては利用者に対し、メリット・デメリットを含め十分に説明を行うとともに、必要な情報を提供する。また医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案する。
- (3) 特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）の提供にあたっては、専門的知識に基づき、取扱説明書によって用具の機能、安全性、取り扱い方法などを明確に説明し、取扱説明書を交付する。
- (4) 特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）の提供にあたっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態に関し、提供の前に必ず点検を行う。
- (5) 特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）の提供にあたっては、利用者からの要望等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要であれば使用方法の再指導、用具の交換・修理（メンテナンス）等を適宜行う。

6 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定する。
虐待防止に関する責任者： 管理者 松田 優希
- (2) 虐待防止のための指針の整備をする。
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

7 衛生管理について

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する会議を既に6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

8 事業継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事務再開を図るための計画(事務継続計画)を策定し、該当事業継続計画に従って必要な措置を講じる。
- (2) 従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行う。

9 身体拘束の制限と記録等

事業者は利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行わず身体拘束等を行う場合には、その様子及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

10. 料金等

(1) 料金

特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）を販売提供した場合の料金は、別冊カタログの記載料金の通りとし、当該福祉用具販売が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に基づく額とします。

(2) その他の費用

福祉用具の搬入あるいは搬出において特別な措置が必要である場合は、当該措置に関する費用を利用者が負担する。あるいは、利用者の都合により福祉用具の移動を行う場合には、当該措置に関する費用を利用者が負担する。以上の場合には利用者またはその家族に対し事前に文書で説明した上で同意を得る。

11. 事故発生時の対応

- (1) 専門相談員等は、事業の提供により事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等に報告を行うものとする。
- (2) 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずるものとする。

12 秘密保持

- (1) 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)サービスの提供にあたって知り獲た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らさない。
- (2) 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り獲た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じるものとする。

13. 苦情・相談に対応する措置の概要

- (1) 苦情や相談等が利用者からあった場合は直ちに専門相談員が相手方に連絡を取り、直接訪問するなどして詳しい事情を聞くとともに、必要に応じて検討会議を行い、必ず当日中には具体的な対応を行う。苦情の内容によっては期間を要する案件であっても当日中には必ずその旨を説明し納得いただく。また、記録を台帳に記入保管し、再発の防止を図る。
- (2) 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも苦情を申し立てることができる。尚等事業所及び行政の苦情相談窓口はそれぞれ下記の通り。

(当事業所苦情相談窓口)

名称 株式会社 原商 米子事業所 福祉用具サービス部 管理者 松田 優希
TEL 0859-24-8088 FAX 0859-24-2322

(行政苦情相談窓口)

名 称 鳥取県西部総務事務所

TEL 0857-26-7111 FAX 0857-26-8111

名 称 鳥取県長寿社会課

TEL 0857-26-7174 FAX 0857-26-8168

14 その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、適切な指定福祉用具貸与の提供を確保する点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (2) 第三者評価の実施なし。